廃棄物の焼却時における余熱利用を促進するため、熱回収を行う者に対して県知事等が 認定する制度が創設されました。

この認定を受けると、定期検査が免除され、焼却前の廃棄物の保管量の上限が 14 日分から 21 日分に引き上げられます。

5年ごとに更新認定を受けることが必要です。

### 1. 申請書の説明と様式

### (1) 熱回収施設設置者認定申請書

内容	新規、更新認定の申請書
手数料	新規: 33,000 円 更新: 20,000 円
留意事項	手数料は県証紙で納入してください

## (2) 熱回収施設休廃止等届出書

- 1	· / //// / / / /// / // // // // // // /	
	内容	休廃止、軽微な変更があった場合に提出する届出書
	留意事項	熱回収に関係する、ボイラーや発電機に変更があった場合の
		み届出が必要です

# (3) 熱回収報告書

内容	前年度の熱回収実績の報告書
留意事項	毎年6月30日までに報告が必要です

### 2. 記載方法、添付書類等

環境省が示す「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」に沿って申請書、添付書類を 準備してください(環境省ホームページ

> http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/main.pdf を参照してください)。

#### 3. 注意事項

- (1) 本制度に係る改正法は、平成 23 年 4 月 1 日施行ですので、申請の受付は平成 23 年 4 月 1 日以降となります。
- (2) 提出部数は正1、副2の計3部です(副本はコピーで可)。

# 4. 提出先

奈良県景観・環境保全センター 奈良県桜井市粟殿 1000 番地 (桜井総合庁舎内) 電話 0 7 4 4 - 4 3 - 3 1 3 1

## 5. 問い合わせ先

奈良県景観・環境保全センター

奈良県桜井市粟殿 1000 番地(桜井総合庁舎内) 電話0744-43-3131